

福祉

暮らし

催し・講座

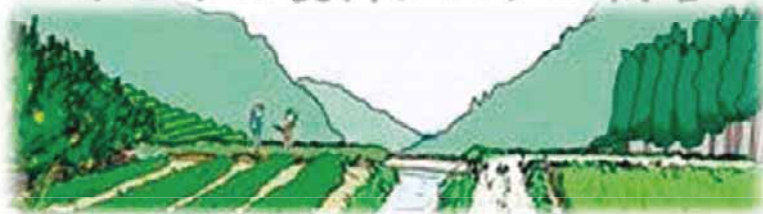
スポーツ

相談

募集

農林水産省からのお知らせ

みどりの食料システム戦略



我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化等の課題に直面しており、地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっています。このため、農林水産省では、令和3年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

詳しくはこちら

みどりの食料システム戦略

検索



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

北海道農政事務所の取組はこちらから

https://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/midori_hokkaidou.html

問合せ先 農林水産省北海道農政事務所企画調整室 ☎ 011-330-8801
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 ☎ 03-3502-8056
(問合せメールフォームURL)
✉ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/4762.html>

農林水産省

排水設備等改造資金貸付制度について

貸付対象 下水道が使用できる区域内に家屋を持ち、くみ取り便所を水洗トイレに改造される方 ※新築・増改築の場合と法人は対象外

貸付額 住宅1戸につき60万円以内(うち、大工事費4万円以内) 無利子

返済貸付の翌月から5年間の60カ月均等割償還(原則預金口座振替)

貸付条件 ● 市民税・固定資産税・下水道事業受益者負担金に滞納がない ● 連帯保証人が1人必要(年齢および所得制限あり) ※貸付申請手続きは、市指定の排水設備工事事業者が代行

上下水道部総務課 ☎ (32) 6628

クロスボウの所持が禁止されます

クロスボウ(通称ボウガン)が使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布されました。施行日以

生涯学習だよりを発行しました

生涯学習だより60号(R3・9・1)を発行しました。全家庭に配布しているほか、市HPでもご覧いただけます。講座・教室の申し込みは、各施設へお願いします



し、調査をお知らせします。その後、調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査書類を配布しますので、ご回答をお願いします

2 (204) 5144 市政推進課 ☎ (32) 604

☎ 011

降は、クロスボウの所持が原則禁止され許可制となります。警察に処分依頼すると、無償で引き取りますので、最寄りの警察署などにご相談ください

☎ 0110 市市民生活課 ☎ (32) 6287

生涯学習課 ☎ (32) 6756

まつかわ(カレイ科)の採捕制限について

胆振総合振興局管内沖合海域では、まつかわ資源の増大を目的にマツカワ種苗放流事業を実施しています。まつかわ資源の保護のため、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に戻してください

令和4年8月7日(日)まで

胆振海区漁業調整委員会 ☎ 0143
(24) 9812 市農業水産振興課 ☎ (32) 6452

広告